

建築士法に基づく島根県指定登録機関募集要領

平成23年12月27日
建 第 1144 号

1 趣旨

建築士法に基づく島根県指定登録機関指定要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項規定に基づき、建築士法（昭和25年法律202号。以下「法」という。）第10条の20第1項の規定により島根県知事が指定する都道府県指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）を募集します。

2 業務

(1) 業務内容

指定登録機関が実施する業務は、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）です。

なお、具体的な業務内容については、「別紙」を参照してください。

(2) 業務開始予定日

平成24年4月1日

3 申請資格及び指定基準

(1) 申請資格

申請者は、島根県内に主たる事務所の所在地を有する者で、法第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 指定基準

申請が、法第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項各号に定める指定の基準に適合していることとします。

なお、当該指定基準の運用は、「建築士法に基づく島根県指定登録機関指定基準」によります。

4 申請受付期間

公告の日から平成24年1月27日（金）午後5時までとする。

5 申請の際に提出すべき書類

下記の書類を各2部（正本1部、副本1部）提出してください。

- ① 指定登録機関指定申請書【要綱別紙様式1】
- ② 定款及び登記事項証明書
- ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び決算書
- ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 申請に係る意思の決定を証する書類
- ⑥ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- ⑦ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ⑧ 法10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- ⑨ 指定申請者が法10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面【要綱別紙様式2】
- ⑩ その他参考となる事項を記載した書類

6 質問受付及び回答

(1) 質問は文書(様式任意)により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

【提出先】

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 (南庁舎4階)

島根県土木部建築住宅課(建築指導スタッフ)

電話 0852-22-5219 FAX 0852-22-5218

電子メール kentiku-shido@pref.shimane.lg.jp

【提出期限】

平成24年1月20日(金)午後5時必着とします。

(2) 質問に対する回答について

質問に対する回答は、文書等により行います。

7 申請書類提出方法

上記6-(1)の提出先に、申請書類を持参してください。

8 指定登録機関を決定する方法

上記3の「申請資格及び指定基準」に基づき、申請書類を審査した上で、1者を決定します。

9 建築士登録等事務に係る手数料

指定登録機関は、二級建築士及び木造建築士免許手数料、二級建築士及び木造建築士免許証書換え交付手数料、二級建築士及び木造建築士免許証再交付手数料を徴収することができます。

当該手数料の額は、島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)で定める金額とします。

なお、手数料の額は、「別紙」を参照してください。

8 建築士登録閲覧システム利用について

登録簿の登録等については、(財)建築行政情報センターで開発・運用している建築士登録閲覧システムにより実施してください。

なお、システム利用料は、申請者の負担とします。

また、当システムの利用に当っては、IP-VPN回線の敷設が必要です。敷設費用についても、申請者の負担とします。

9 その他の留意事項

(1) 申請書類及び添付資料は、今回の募集のみに使用し、島根県で厳重に管理します。

ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

(2) 申請書類及び添付資料は返却できませんので予めご了承ください。

(3) 審査の結果を問わず、申請書類等の作成費用等は支給いたしませんので予めご了承ください。

島根県指定登録機関の業務内容等

1 業務内容

- ① 二級建築士および木造建築士（以下「二級建築士等」という。）免許申請（新規登録）【建築士法（以下「法」という。）第4条関係、島根県建築士法施行細則（以下「県細則」という。）第3条関係】
 - ・免許申請書の受理、記載事項の審査、名簿登録、免許証明書（携帯型）の交付
- ② 二級建築士等登録事項変更・書換え交付【法第5条関係、県細則第7条関係】
 - ・登録事項変更届・書換え交付申請書受理、記載事項の審査、名簿の変更、免許証明書（携帯型）書換え交付
- ③ 二級建築士等免許証明書書換え交付申請（免許証から免許証明書（携帯型）への変更）【法第5条関係、県細則第7条関係】
 - ・書換え交付申請書受理、記載事項の審査、名簿の変更、免許証明書（携帯型）書換え交付
- ④ 二級建築士等免許証明書の再交付（亡失・汚損の場合）【法第5条関係、県細則第8条関係】
 - ・再交付申請書受理、記載事項の審査、免許証明書（携帯型）の交付
- ⑤ 二級建築士等の名簿の閲覧【法第6条関係、県細則第12条の2関係】
 - ・閲覧申請に基づき、閲覧の実施
- ⑥ 二級建築士等の登録状況の報告【県細則第12条の8関係】
 - ・四半期毎に新規登録、登録事項の変更及び登録抹消件数の県への報告
- ⑦ 二級建築士等の不正登録者の報告【建築士法に基づく中央指定機関等に関する省令第9条関係、県細則第12条の9関係】
 - ・不正の手段により登録を受けた者の県への報告
- ⑧ 二級建築士等の住所等の届出（変更を含む）に係る名簿の訂正【法第5条の2関係、県細則第12条の11関係】
- ⑨ 二級建築士等死亡等の届出に係る名簿の訂正【法第8条の2関係、県細則第10条関係】
- ⑩ 二級建築士等の免許証等の返納【法第5条、県細則第9条関係】
- ⑪ 二級建築士等の免許取消に係る名簿の訂正【法第9条関係、県細則第10条関係】
- ⑫ 二級建築士等の登録の抹消に係る名簿の訂正【県細則第10条関係】

2 登録手数料額について

手数料として徴収できる額は、下表のとおりです。

区分	種別	金額
2級建築士 木造建築士	新規登録	19,200円
	再交付・書換え	5,900円